

公布された条例のあらまし

◆高知県公文書等の管理に関する条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的
 

県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 公文書、歴史公文書等、特定歴史公文書等その他この条例において使用する用語を定義すること。（第2条）
  - (2) 公文書館について定めること。
    - ア 公文書館を高知市に設置すること。（第4条）
    - イ 公文書館の休館日等及び開館時間を定めること。（第5条）
    - ウ 公文書館を利用する者の損害賠償義務について定めること。（第6条）
  - (3) 公文書の管理について定めること。
    - ア 実施機関の職員は、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないこと。（第8条）
    - イ 公文書の整理等
      - (ア) 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこと。（第9条第1項）
      - (イ) 実施機関は、公文書を公文書ファイルにまとめるとともに、分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、公文書館への移管の措置又は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこと。（第9条第2項、第3項及び第5項）
      - (ウ) 実施機関は、公文書ファイル等（公文書ファイル及び単独で管理している公文書をいう。以下同じ。）をその内容、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存しなければならないこと。（第10条）
      - (エ) 実施機関は、公文書ファイル管理簿を作成し、実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないこと。（第11条）
      - (オ) 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならないこと。（第12条第1項）
      - (カ) (オ)の場合において、議会を除く実施機関は、知事に協議しなければならないこととし、知事は、協議された公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、廃棄の措置をとらないように求めることができること。（第12条第2項及び第3項）
      - (キ) 実施機関は、公文書の管理の状況を毎年度、知事に報告するものとし、知事は、毎年度、その概要を公表しなければならないこと。（第13条）

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県公文書等の管理に関する条例	10
◎高知県森林環境譲与税基金条例	15
◎地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	16
◎高知県税条例等の一部を改正する条例	16
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	35
◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	35
◎高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例	35
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	36
◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	36

- (ク) 実施機関は、高知県公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）の意見を聴いて、公文書管理規程を設けなければならないこと。（第14条）
- (4) 特定歴史公文書等の保存、利用等について定めること。
- ア 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合を除き、これを永久に保存するとともに、適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこと。（第15条及び第28条）
- イ 知事は、アの目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこと。（第16条）
- ウ 特定歴史公文書等の利用は、閲覧又は写しの交付の方法等により行うこととし、写しの交付による場合は、利用者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこと。（第23条及び第24条）
- エ 特定歴史公文書等の利用の決定等に関して、審査請求をすることができるものとし、知事は、審査請求を受けた場合は、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。（第25条第2項）
- オ エの場合の手続については、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定を準用すること。（第25条第3項）
- カ 知事は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないこと。（第26条）
- キ 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこと。（第29条）
- (5) 公文書管理委員会について定めること。
- ア 公文書管理委員会の設置並びに組織及び運営について次のとおり定めること。（第31条）
- (ア) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、公文書管理委員会を置く。
- (イ) 公文書管理委員会は、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- (ウ) 公文書管理委員会は、委員5人以内で組織する。
- (エ) 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- (オ) 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。
- (カ) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (キ) 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- イ 知事は、この条例に基づく規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき等は、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。（第32条）
- (6) 実施機関及び知事は、その職員に対し、それぞれ公文書等及び歴史公文書等の管理等に関し必要な研修を行うこと。（第34条）
- (7) 県が出資する法人及び県が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこと。（第37条及び第38条）

- (8) (5)のアの(カ)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。（第40条）
- (9) この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書に係る経過措置を置くこと。（附則第3項から第8項まで）
- (10) 高知県情報公開条例について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第10項）
- 3 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、2の(5)及び(8)は、公布の日から施行することとした。

**◆高知県森林環境譲与税基金条例（高知県条例第2号）**

- 1 条例制定の目的  
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第2項各号に掲げる施策を実施するため、高知県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容
- (1) 基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の総額とし、一般会計歳入歳出予算で定めること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。（第4条）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

**◆地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）**

- 1 条例改正の目的  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が改定されたこと等を考慮し、選挙長等の報酬の額の改定等を行うこととした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

**◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第4号）**

- 1 条例改正の目的  
地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正を行うこととした。
- 2 主要な内容
- (1) 個人の県民税  
子どもの貧困に対応するため、令和3年度以後の各年度分の個人の県民税について、単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）（当該単身児童扶養者の

前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)を非課税措置の対象に加えること。(第32条の2)

(2) 法人の事業税

ア 法人の事業税の税率について、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、税率を次のとおりとすること。(第58条)

a 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

b 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

c 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
所得のうち年800万円を超える金額	100分の7

d 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の1
------	--------

(イ) 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得割について、税率を次のとおりとすること。(付則第13条)

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

イ アの(ア)に伴い、平成28年4月20日から令和2年3月31日までの間に地域再生法(平成17年法律第24号)に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の事業税の税額控除の特例措置

について、控除の上限を当期の事業税額の100分の20とする措置を講ずること。(付則第13条の2)

(3) 不動産取得税

農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除措置について、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行による農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の一部改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されること等に伴い、規定の整備を行うこと。(第87条)

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率を次のとおりとすること。(第147条)

(ア) 次に掲げるガソリン自動車(非課税措置の適用を受けるものを除く。)

100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

i 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ii 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

c 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
  - d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。
      - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
      - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。
      - i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
      - ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる石油ガス自動車(非課税措置の適用を受けるものを除く。)
- 100分の1
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。
      - i 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
      - ii 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。

- i 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - ii 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 次に掲げる軽油自動車(非課税措置の適用を受けるものを除く。)
- 100分の1
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。
      - i 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
      - ii 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 次のいずれかに該当すること。
      - i 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
      - ii 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
    - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110

- を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 次に掲げるガソリン自動車（非課税措置及び(ア)の適用を受けるものを除く。）100分の2
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- c 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 次に掲げる石油ガス自動車（非課税措置及び(イ)の適用を受けるものを除く。）100分の2
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (カ) 次に掲げる軽油自動車（非課税措置及び(ウ)の適用を受けるものを除く。）100分の2
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- ii 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

- ずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- ii 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (キ) 非課税措置及び(ア)から(カ)までの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- イ 自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)又は自家用のキャンピング車に対して課する種別割の税率を次のとおりとすること。(第155条の4)
- (ア) 自家用の乗用車
- a 電気自動車 年額25,000円
- b 総排気量が1リットル以下のもの 年額25,000円
- c 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額30,500円
- d 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額36,000円
- e 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額43,500円
- f 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額50,000円
- g 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額57,000円
- h 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額65,500円
- i 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額75,500円
- j 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額87,000円
- k 総排気量が6リットルを超えるもの 年額110,000円
- (イ) 自家用のキャンピング車
- a 総排気量が1リットル以下のもの 年額20,000円
- b 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額24,400円
- c 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額28,800円
- d 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額34,800円
- e 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額40,000円
- f 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額45,600円
- g 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額52,400円
- h 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額60,400円
- i 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額69,600円
- j 総排気量が6リットルを超えるもの 年額88,000円

- ウ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する一般乗合用のバスであつて、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供するものについて、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずること。(付則第22条の8第1項)
- エ アの(ア)のb又はアの(イ)のbに掲げる自家用の乗用車については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(以下「特定期間」という。)に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずること。(付則第22の8第2項)
- オ 自家用の乗用車に対するアの(エ)のb、アの(オ)のb及びアの(キ)の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、アの(エ)及びアの(オ)の「100分の2」とあるのは「100分の1」と、アの(キ)の「100分の3」とあるのは「100分の2」とすること。(付則第22条の9)
- カ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から1,000万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第1項)
- キ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあつては、200万円)を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第2項)
- ク 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から100万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第3項)
- ケ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第4項)
- (ア) 車両総重量が5トン以下のバス等(一定の乗用車又はバスをいう。以下同じ。)であつて、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に

適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

コ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、(ア)から(ウ)までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行為されたときに限り、(エ)に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行為されたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第5項)

(ア) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

サ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行為されたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第6項)

(ア) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

シ バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(付則第22条の10第7項)

ス 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長すること。(付則第23条)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

平成30年度、平成31年度又は令和2年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

a 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの若しくは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの若しくは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの又は軽油自動車のうち平成30年輕油軽中量車基準若しくは平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

b ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの若しくは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの又は石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの若しくは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものについて、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動

車、自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、自家用のキャンピング車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車並びに身体障害者等が所有等をする一定の自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率のおおむね100分の15（バス及びトラックにあっては、おおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

a ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

セ 令和元年10月1日（以下「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは自家用のキャンピング車（以下「自家用の乗用車等」という。）又は同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率を次のとおりとすること。（付則第23条の2第1項）

(ア) 自家用の乗用車

a 電気自動車 年額29,500円

b 総排気量が1リットル以下のもの 年額29,500円

c 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額34,500円

d 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額39,500円

e 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額45,000円

f 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額51,000円

g 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額58,000円

h 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額66,500円

i 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額76,500円

j 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額88,000円

k 総排気量が6リットルを超えるもの 年額111,000円

(イ) 自家用のキャンピング車

a 総排気量が1リットル以下のもの 年額23,600円

b 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額27,600円

c 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額31,600円

d 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額36,000円

e 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額40,800円

f 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額46,400円

g 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額53,200円

h 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額61,200円

i 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額70,400円

j 総排気量が6リットルを超えるもの 年額88,800円

ソ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長すること。（付則第23条の2第2項から第6項まで）

(ア) 環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等について、当該登録の翌年

度に次の特例措置を講ずること。

a セの適用を受ける自家用の乗用車等のうちスの(ア)のaに掲げるものに対するセの適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては平成31年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和2年度分の種別割に限り、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

b セの適用を受ける自家用の乗用車等のうち、スの(ア)のbに掲げるものに対するセの適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては平成31年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和2年度分の種別割に限り、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

セの適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、スの(イ)に掲げるものに対するスの(イ)のa及びスの(イ)のbに定める年度以後の年度分の種別割に係るセの適用については、税率のおおむね100分の15を重課する特例措置を講ずること。

タ 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車又は平成30年軽油軽中量車基準若しくは平成21年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車のうち、自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和5年度分の種別割に限り、税率のおおむね100分の75を軽減すること。（付則第23条第4項）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、2の(1)は令和3年1月1日から、2の(4)のタは同年4月1日から、2の(3)は規則で定める日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第44号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び第2条の規定による改正後の半島振興対策実施地域に



における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用することとした。

◆高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）の施行により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定に基づく製剤製造業者等以外の者に係る毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に係る手数料、採石法（昭和25年法律第291号）の規定に基づく採石業務管理者試験の実施に係る手数料、電気工事士法（昭和35年法律第139号）等の規定に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに係る手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物取扱者試験の実施に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく保安責任者試験の実施に係る手数料、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施に係る手数料、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく二級建築士及び木造建築士の免許に係る手数料並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る手数料、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査に係る手数料並びに特定遊興飲食店営業者たる法人の合併及び分割に係る承認の申請に対する審査に係る手数料、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく機械警備業務管理者講習に係る手数料並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する初心者に対する講習会に係る手数料、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料並びに年少射撃資格の認定のための講習会に係る手数料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。

◆高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

幡多地域における建築人材の確保及び育成の実情等を考慮し、高知県立中村高等技術学校において行う普通職業訓練の普通課程の訓練科、訓練生の定員及び訓練期間について見直しをすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

道路構造令（昭和45年政令第320号）が一部改正されたことを考慮し、県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の構造の技術的基準を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

高知県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。  
 令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第1号**

**高知県公文書等の管理に関する条例**

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 高知県立公文書館（第4条－第7条）
- 第3章 公文書の管理
  - 第1節 文書の作成（第8条）
  - 第2節 公文書の整理等（第9条－第14条）
- 第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第15条－第30条）
- 第5章 高知県公文書管理委員会（第31条－第33条）
- 第6章 雑則（第34条－第39条）
- 第7章 罰則（第40条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第23条において同じ。）を含む。同条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、かつ、一般の利用に供することを目的として特別の管理

がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

- 3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。
  - (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
  - (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
  - (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
  - (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書
- 4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。
  - (1) 第12条第1項若しくは第3項又は第35条第2項の規定により第4条に規定する高知県立公文書館（次号において「公文書館」という。）に移管されたもの
  - (2) 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第16条第1項第3号において「法人等」という。）又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの
- 5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 公文書
  - (2) 特定歴史公文書等  
（法令等との関係）

**第3条** 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

**第2章 高知県立公文書館**

（設置）

**第4条** 歴史公文書等を保存し、利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的として、高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）を高知市に設置する。

（休館日等及び開館時間）

**第5条** 公文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（損害賠償義務）

**第6条** 公文書館を利用する者は、故意又は過失により公文書館の施設若しくは設備又は特定歴史公文書等その他の公文書館が管理する資料を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（委任）

**第7条** この章に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**第3章 公文書の管理**

**第1節 文書の作成**

**第8条** 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経

緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

## 第2節 公文書の整理等 (整理)

**第9条** 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、知事が規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下この条において「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、知事が規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、知事が規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

**第10条** 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（公文書ファイル管理簿）

**第11条** 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、知事が規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、知事が規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、第14条に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

**第12条** 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第9条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関（議会を除く。次項において同じ。）は、前項の規定により、保存期間が満

了した公文書ファイル等を公文書館に移管し、又は廃棄しようとするときは、知事が規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定により協議された公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、公文書館に移管し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

4 実施機関（議会にあっては、議長。次条第1項、第14条第4項、第16条第1項第1号ウ、第35条第3項及び第39条において同じ。）は、第1項又は前項の規定により公文書館に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

**第13条** 実施機関は、知事が規則で定めるところにより、公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。  
（公文書管理規程）

**第14条** 実施機関は、公文書の管理が第8条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関（議会を除く。）は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、第31条第1項に規定する高知県公文書管理委員会（第25条において「公文書管理委員会」という。）の意見を聴かななければならない。知事が規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

## 第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

**第15条** 知事は、特定歴史公文書等について、第28条の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報（死者に関する個人情報にあっては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき個人情報に限

る。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

**第16条** 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合  
 ア 情報公開条例第6条第1項第1号、第3号、第5号、第6号ア若しくはウ又は第7号に掲げる情報  
 イ 情報公開条例第6条第1項第2号に掲げる情報  
 ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報  
 (2) 当該特定歴史公文書等が第35条第2項の規定に基づき実施機関から移管されたものであって、当該実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合  
 (3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合  
 (4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合  
 2 知事は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第12条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者(以下「利用請求者」という。)に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

**第17条** 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の方法)

**第18条** 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項その他の規則で定める事項を記載した請求書(次項において「利用請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 第15条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、当該利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

**第19条** 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用の実施に関する事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

**第20条** 前条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第18条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

**第21条** 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第22条** 利用請求に係る特定歴史公文書等に実施機関及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第16条第1項第1号ウに該当するものとして第12条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第25条第2項第2号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

**第23条** 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

**第24条** 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

**第25条** 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

3 情報公開条例第15条の3第2項及び第3項、第15条の4並びに第16条の2から第16条の8までの規定は、第1項の審査請求について準用する。この場合において、情報公開条例第15条の3第2項中「前項」とあるのは「高知県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）第25条第2項」と、同条第3項中「第1項」とあり、及び情報公開条例第16条の8中「第15条の3第1項」とあるのは「公文書管理条例第25条第2項」と、同項及び情報公開条例第15条の4前段中「実施機関」とあり、同条後段中「当該実施機関」とあり、情報公開条例第16条の2第1項中「第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）」とあり、並びに同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、情報公開条例第15条の3第3項第2号中「開示請求者（開示請求者）」とあるのは「利用請求（公文書管理条例第16条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者）」と、同項第3号中「公文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用」と、「反対意見書」とあるのは「公文書管理条例第22条第4項に規定す

る反対意見書」と、情報公開条例第15条の4中「開示をする日」とあるのは「利用させる日」と、同条第1号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第2号中「開示決定等」とあるのは「利用決定等（公文書管理条例第20条第1項に規定する利用決定等をいう。第16条の2において同じ。）」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、同号並びに情報公開条例第16条の2第1項及び第3項並びに第16条の5中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同号中「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、情報公開条例第16条の2から第16条の8までの規定中「審査会」とあるのは「高知県公文書管理委員会」と、情報公開条例第16条の2第1項及び第3項中「開示決定等」とあるのは「利用決定等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

**第26条** 知事は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

**第27条** 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第16条第1項第1号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

**第28条** 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

**第29条** 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（委任）

**第30条** この章に定めるもののほか、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 高知県公文書管理委員会

（設置等）

**第31条** 第14条第3項、第25条第2項及び次条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、高知県公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）を置く。

2 公文書管理委員会は、前項に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 公文書管理委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 前各項に規定するもののほか、公文書管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問)

**第32条** 知事は、次に掲げる場合には、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 第7条、第9条第1項、第3項若しくは第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条第1項、第14条第3項、第17条、第18条第1項、第22条第1項から第3項まで、第23条、第24条若しくは第30条又は附則第6項の規則の制定又は改廃の立案しようとするとき。

(2) 第12条第2項又は附則第6項の協議が終了したとき。

(3) 第28条の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき。

(資料の提出等の求め)

**第33条** 公文書管理委員会は、第31条第1項に規定する事項に関する事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 第6章 雑則

(研修)

**第34条** 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟等に関する書類の取扱い)

**第35条** 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第3章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づき公文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

**第36条** 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(公社等の文書管理)

**第37条** 県が出資する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨のっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければなら

ない。

(指定管理者の文書管理)

**第38条** 県が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の趣旨のっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(公文書管理規則の制定改正手続)

**第39条** 知事は、第9条第1項、第3項若しくは第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条第1項若しくは第14条第3項又は附則第6項の規則(次項において「公文書管理規則」という。)の制定又は改正に関し、第32条第1号の規定により公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ、関係する実施機関(知事を除く。次項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

2 知事は、公文書管理規則を制定し、又は改正したときは、実施機関に通知しなければならない。

#### 第7章 罰則

**第40条** 第31条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5章及び第7章の規定並びに次項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(施行日前公文書に係る経過措置)

3 第9条、第10条及び第12条の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

4 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書(以下「施行日前公文書」という。)について、第9条及び第10条の規定に準じて、整理し、保存しなければならない。

5 実施機関は、施行日前公文書について、当分の間、第11条に規定する公文書ファイル管理簿に記載しないことができる。

6 実施機関は、保存期間が満了した施行日前公文書について、知事が規則で定めるところにより、第12条第1項、第2項及び第4項の規定に準じて、知事に協議し、及び公文書館に移管し、又は廃棄するものとする。この場合において、前項の規定に基づき公文書ファイル管理簿に記載していない施行日前公文書を廃棄する場合には、実施機関は、あらかじめ、廃棄する施行日前公文書の一覧を公表しなければならない。

7 知事は、前項の規定により協議された施行日前公文書が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該施行日前公文書を保有する実施機関に対し、当該施行日前公文書について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該施行日前公文書について、公文書館に移管し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

8 前2項の規定により公文書館に移管された施行日前公文書は、第2条第4項第1号に掲げる公文書館に移管された特定歴史公文書等とみなす。

(公文書管理委員会の委員の任期に関する特例)

9 この条例の公布の日以後最初に委嘱される公文書管理委員会の委員の任期は、第31条

第5項本文の規定にかかわらず、令和3年9月30日までとする。  
 (高知県情報公開条例の一部改正)

10 高知県情報公開条例の一部を次のように改正する。  
 第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「公文書」とは、高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号)第2条第2項に規定する公文書をいう。  
 第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。  
 第5条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条中「何人も」を「何人も、この条例の定めるところにより」に、「公文書」を「当該実施機関の保有する公文書」に改める。  
 第6条第1項中「公文書の開示の請求」を「前条の規定に基づく開示の請求(以下「開示請求」という。)」に、「当該公文書に」を「開示請求に係る公文書に」に、「を除き」を「を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)」に対し」に改め、同条第2項中「開示の請求」を「開示請求」に改める。  
 第7条中「公文書の開示の請求」を「開示請求」に改める。  
 第8条中「開示の請求」を「開示請求」に改める。  
 第9条の見出し中「請求」を「開示請求」に改め、同条中「第5条の規定に基づき公文書の開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに、「請求書」を「請求書(以下「開示請求書」という。)」に改め、同条第2号中「開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに改め、同条第3号中「から第7項まで」を削り、「第12条、第13条」を「第12条から第13条まで、第15条の3第1項及び第3項、第15条の4、第16条の2第1項」に改める。  
 第10条の見出し中「請求」を「開示請求」に改め、同条第1項中「前条の請求書」を「開示請求書」に、「当該請求」を「当該開示請求」に改め、同条第2項中「前条の請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「請求者」を「開示請求者」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「開示の請求」を「開示請求」に改め、同項を同条第5項とする。  
 第11条の見出し中「請求等」を「開示請求等」に改め、同条第1項中「公文書の開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに、「第9条の請求書」を「開示請求書」に、「公文書の開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第2項及び第3項中「請求」を「開示請求」に改め、同条第4項中「請求者」を「開示請求者」に改める。  
 第12条第1項中「開示の請求」を「開示請求」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第2項中「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第3項中「公文書の開示をする旨の決定」を「開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定(以下「開示決定」という。)」に改め、同条の次に次の1項を加える。  
 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第12条の2** 開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項に

おいて同じ。)に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第6条第2項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。  
 第13条第1項中「公文書の開示をする旨の決定」を「開示決定」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第2項中「、図画及び写真」を「又は図画」に改める。  
 第15条の3第1項第2号中「反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)」を「反対意見書」に改め、同条第3項第2号中「請求者」を「開示請求者」に改める。  
 第15条の4中「、開示決定等」を「、裁決」に改め、同条第1号中「開示決定等」を「開示決定」に改める。  
 第16条の6第1項及び第2項中「(電磁的記録)」を「(電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)」に改める。  
 第17条第1項中「この条例の規定は、」を削り、「とされている公文書については、適用しない」を「公文書については、第13条第2項の規定にかかわらず、当該公文書については、同一の方法による開示を行わない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「刑事訴訟」を「刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第1項に規定する訴訟」に改め、同項を同条第2項とする。  
 附則第2項第2号及び第4項第2号中「保存期間が永年と定められている」を「令和2年3月31日において保存期間が永年と定められていた」に改め、附則第5項中「第22条」を「第24条」に改める。

~~~~~

高知県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第2号

### 高知県森林環境譲与税基金条例

(設置)

**第1条** 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第2項各号に掲げる施策を実施するため、高知県森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の総額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第3号

##### 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,600円」を「10,800円」に、「第18条第2項」を「第17条第2項」に、「8,800円」を「8,900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第4号

##### 高知県税条例等の一部を改正する条例

(高知県税条例の一部改正)

**第1条** 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「第48条」を「第739条の5」に改め、同項第3号中「環境性能割」を「環境性能割（法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「種別割」を「種別割（法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下同じ。）」に、「第155条の3第1項ただし書」を「第155条の3ただし書」に改める。

第27条第2項中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に改める。

第40条の2第1項中「第48条の規定による」を「第2章第1節第2款及び第5章第2節に特別の定めがある」に改める。

第40条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1

項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第40条の5の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「提出しなければならない者」を「提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者であって、法第23条第1項第9号に規定する扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く。）を有するもの若しくは法第23条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者であるもの」に、「同項の」を「同法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第43条中「第42条第3項の規定によって」を「第739条の4第2項の規定により」に、「規則の」を「規則で」に改める。

第45条第1項第2号から第4号までの規定中「規定によって」を「規定により」に改め、同項第5号中「規定によって」を「規定により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第49条の2第1項中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第49条の3第1項中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

第58条第1項第1号ウ中「区分によって」を「区分により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「区分によって」を「区分により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「区分によって」を「区分により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第62条の2第1項中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第62条の3第1項中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

第69条第1項中「第40条の3の3第16項第1号」を「第40条の3の3第22項第1号」に改める。

第87条の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第1項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「除く。）の」を「除く。以下この項において「農地売買事業」という。）の」に、「開発をした場合にあっては」を「開発をした場合には」に、「（これらの土地の取得の日）を」（同日）に、「土地改良法による」を「土地改良法第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2



項第2号)を「同項第2号)に、「当該事業)を「当該農地売買事業)に、「当該農地利用集積円滑化団体等)を「当該農地中間管理機構)に改め、同条第2項中「に定める)を「に規定する)に、「には、当該取得の日)を「には、同日)に改め、同条第5項中「農地利用集積円滑化団体等)を「農地中間管理機構)に改める。

第143条の次に次の1条を加える。

(自動車税の非課税)

**第143条の2** 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車

第147条第1項第1号ア中「乗用車)を「営業用の乗用車)に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第147条第1項第1号イ(イ)を削り、同号ア(ウ)中「平成32年度以降)を「令和2年度以降)に、「第4項)を「以下この条)に、「平成32年度基準エネルギー消費効率)を「令和2年度基準エネルギー消費効率)に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第157条第1項第1号ニ)を「第157条第1項第1号ホ)に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第147条第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第157条第1項第1号ハ)を「第157条第1項第1号ニ)に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第147条第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第157条第1項第1号ロ)を「第157条第1項第1号ハ)に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第147条第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第147条第1項第2号中「次項第2号)を「次項第3号)に改め、同号ア中「第157条第1項第2号イ)を「第157条第1項第3号イ)に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イに規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イに規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第147条第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第157条第1項第2号ロ)を「第157条第1項第3号ロ)に改め、同号ウ中「第157条第1項

2号ハ」を「第157条第1項第3号ハ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第147条第1項第2号エを削り、同号オ中「第157条第1項第2号ホ」を「第157条第1項第3号ニ」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

こと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第147条第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第147条第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「第157条第2項第1号ハ」を「第157条第2項第1号ホ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第147条第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ中「第157条第2項第1号ロ」を「第157条第2項第1号ニ」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第147条第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第147条第2項第2号ア中「第157条第2項第2号イ」を「第157条第2項第3号イ」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第147条第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第157条第2項第2号ロ」を「第157条第2項第3号ロ」に改め、同号ウ中「第157条第2項第2号ハ」を「第157条第2項第3号ハ」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第147条第2項第2号エを削り、同号オ中「第157条第2項第2号ホ」を「第157条第2項第3号ニ」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第4項中「第1号ア及びイ」を「第1号アからウまで」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表を次のように改める。

| 読み替える規定    | 読み替えられる字句                                                                                     | 読み替える字句                                                                                |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1項第1号ア(イ) | 令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)                           | 平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値 |
| 第1項第1号イ(イ) | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110                                                                     | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165                                                             |
| 第1項第1号ウ(イ) | 基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144                                                             |
| 第2項第1号ア(イ) | 平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110                                                                    | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138                                                             |
| 第2項第1号イ(イ) | 令和2年度基準エネルギー消費効率                                                                              | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値                                                     |
| 第2項第1号ウ(イ) | 平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110                                                                    | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138                                                             |

第155条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「損壊した自動車」を「損壊した自動車又は法第442条第5号に規定する軽自動車(以下この条において「被災自動車」という。)」に、

「当該自動車」を「当該被災自動車」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条第2項第1号中「、第2号及び第9号」を「及び第8号」に改め、同項第2号中「前項第3号から第5号まで」を「前項第2号から第4号まで」に改め、同項第3号中「前項第6号及び第7号」を「前項第5号及び第6号」に改め、同項第4号中「前項第8号」を「前項第7号」に、「滅失し、又は損壊した自動車」を「被災自動車」に、「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改め、同条第3項中「、第2号又は第9号」を「又は第8号」に、「同項第3号又は第4号」を「同項第2号又は第3号」に、「同項第5号から第7号まで」を「同項第4号から第6号まで」に、「同項第8号に」を「同項第7号に」に、「第1項第3号から第7号まで」を「第1項第2号から第6号まで」に、「同項第8号又は第9号」を「同項第7号又は第8号」に改め、同項第6号中「第1項第3号又は第4号」を「第1項第2号又は第3号」に改め、同項第7号中「天災により滅失し、又は損壊した自動車」を「被災自動車」に改める。

第155条の3第2項を削る。

第155条の4第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 営業用

(ア) 電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条において同じ。) 年額7,500円

(イ) 総排気量が1リットル以下のもの 年額7,500円

(ウ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額8,500円

(エ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額9,500円

(オ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額13,800円

(カ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額15,700円

(キ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額17,900円

(ク) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額20,500円

(ケ) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額23,600円

(コ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額27,200円

(サ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額40,700円

イ 自家用

(ア) 電気自動車 年額25,000円

(イ) 総排気量が1リットル以下のもの 年額25,000円

(ウ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額30,500円

(エ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額36,000円

(オ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額43,500円

(カ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額50,000円

(キ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額57,000円

(ク) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額65,500円

(ケ) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額75,500円

(コ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額87,000円

(サ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額110,000円

第155条の4第1項第2号アからエまでを次のように改める。

ア 営業用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)

(ア) 最大積載量が1トン以下のもの 年額6,500円

(イ) 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの 年額9,000円

(ウ) 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの 年額12,000円

(エ) 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの 年額15,000円

(オ) 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの 年額18,500円

(カ) 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの 年額22,000円

(キ) 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの 年額25,500円

(ク) 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの 年額29,500円

(ケ) 最大積載量が8トンを超えるもの 年額29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額

イ 自家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)

(ア) 最大積載量が1トン以下のもの 年額8,000円

(イ) 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの 年額11,500円

(ウ) 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの 年額16,000円

(エ) 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの 年額20,500円

(オ) 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの 年額25,500円

(カ) 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの 年額30,000円

(キ) 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの 年額35,000円

(ク) 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの 年額40,500円

(ケ) 最大積載量が8トンを超えるもの 年額40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額

ウ けん引自動車

(ア) 営業用

a 小型自動車であるもの 年額7,500円

b 普通自動車であるもの 年額15,100円

(イ) 自家用

a 小型自動車であるもの 年額10,200円

b 普通自動車であるもの 年額20,600円

エ 被けん引自動車

(ア) 営業用

a 小型自動車であるもの 年額3,900円

b 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの 年額7,500円

c 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの 年額7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

(イ) 自家用

a 小型自動車であるもの 年額5,300円

b 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの 年額10,200円

c 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの 年額10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額

第155条の4第1項第3号ア及びイを次のように改める。

ア 営業用

(ア) 一般乗合用バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。付則第23条第1項において同じ。)

a 乗車定員が30人以下のもの 年額12,000円

b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの 年額14,500円

c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの 年額17,500円

d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの 年額20,000円

e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの 年額22,500円

- f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの 年額25,500円
- g 乗車定員が80人を超えるもの 年額29,000円
- (イ) (ア)以外のバス
  - a 乗車定員が30人以下のもの 年額26,500円
  - b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの 年額32,000円
  - c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの 年額38,000円
  - d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの 年額44,000円
  - e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの 年額50,500円
  - f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの 年額57,000円
  - g 乗車定員が80人を超えるもの 年額64,000円

## イ 自家用

- (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するバス
  - a 乗車定員が30人以下のもの 年額12,000円
  - b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの 年額14,500円
  - c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの 年額17,500円
  - d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの 年額20,000円
  - e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの 年額22,500円
  - f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの 年額25,500円
  - g 乗車定員が80人を超えるもの 年額29,000円

## (イ) (ア)以外のバス

- a 乗車定員が30人以下のもの 年額33,000円
- b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの 年額41,000円
- c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの 年額49,000円
- d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの 年額57,000円
- e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの 年額65,500円
- f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの 年額74,000円
- g 乗車定員が80人を超えるもの 年額83,000円

第155条の4第1項第4号ア及びイを次のように改める。

- ア 営業用 年額4,500円
- イ 自家用 年額6,000円

第155条の4第1項第5号ア及びイを次のように改める。

- ア 営業用
  - (ア) 霊きゅう車 年額11,500円
- (イ) 放送宣伝車(構造区分が乗用車であるものを除く。以下この号において同じ。)
  - a 小型自動車に属するもの 年額9,600円
  - b 普通自動車に属するもの 年額15,000円
- (ウ) その他
  - a 三輪の小型自動車に属するもの 年額4,800円
  - b 四輪の小型自動車に属するもの 年額9,000円
  - c 普通自動車に属するもの 年額15,000円

## イ 自家用

- (ア) キャンピング車
  - a 総排気量が1リットル以下のもの 年額20,000円

- b 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額24,400円
- c 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額28,800円
- d 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額34,800円
- e 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額40,000円
- f 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額45,600円
- g 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額52,400円
- h 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額60,400円
- i 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額69,600円
- j 総排気量が6リットルを超えるもの 年額88,000円

## (イ) 霊きゅう車 年額15,700円

## (ウ) 放送宣伝車

- a 小型自動車に属するもの 年額13,100円
- b 普通自動車に属するもの 年額20,500円

## (エ) その他

- a 三輪の小型自動車に属するもの 年額6,500円
- b 四輪の小型自動車に属するもの 年額11,500円
- c 普通自動車に属するもの 年額20,500円

第155条の4第2項各号を次のように改める。

## (1) 営業用

- ア 電気自動車 3,700円
- イ 総排気量が1リットル以下のもの 3,700円
- ウ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 4,700円
- エ 総排気量が1.5リットルを超えるもの 6,300円

## (2) 自家用

- ア 電気自動車 5,200円
- イ 総排気量が1リットル以下のもの 5,200円
- ウ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 6,300円
- エ 総排気量が1.5リットルを超えるもの 8,000円

第155条の8第1項第2号中「第155条の3」を「第143条の2又は第155条の3」に改める。

第155条の12第3項各号中「45,000円」を「43,500円」に改める。

付則第9条の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第9条の2の2第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第9条の2の3第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付則第11条中「平成34年8月31日」を「令和4年8月31日」に改める。

付則第12条の2第1項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付則第13条中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

付則第13条の2第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。

付則第16条及び第17条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付則第17条の2、第18条第1項、第18条の2、第18条の3第1項、第18条の4第1項並びに第19条第1項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め

る。

付則第21条第1項中「をいう」を「をいう。第3項において同じ」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第22条の4第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第22条の8中「同条の」を削り、同条の表中「第1項(第4項)」を「第147条第1項(同条第4項)」に、「第2項(第4項)」を「第147条第2項(同条第4項)」に、「第3項」を「第147条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第147条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

付則第22条の8を付則第22条の9とし、同条の次に次の1項を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

**第22条の10** 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この条において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法附則第12条の2の13第1項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で最初の第143条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(以下この条において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2の13第1項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の13第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人未満の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第2項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の13第3項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「衝突被害軽減制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が5トン以下の乗用車(法附則第12条の2の13第4項第1号に規定する総務省令で定めるものに限る。)又はバス(同号に規定する総務省令で定めるものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。))及び道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(法附則第12条の2の13第4項第3号に規定する総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引車を除く。以下この条において同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法附則第12条の2の13第6項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定によ

り平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第7項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第150条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書(同項に規定する申告書をいう。)又は修正申告書(第150条第2項に規定する修正申告書をいう。)に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第8項に規定する総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第22条の7の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

**第22条の8** 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの(高知県地域交通協議会における協議結果に基づき策定された地域間幹線系統確保維持計画により知事が指定した生活交通路線に限る。)の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第142条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

2 第147条第1項第1号イ(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第2号イに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(次条第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第142条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

付則第23条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条中「次に」を「次の各号に」に、「電気自動車をいう」を「電気自動車をいう。以下同じ」に、「天然ガス自動車をいう」を「天然ガス自動車をいう。以下同じ」に、「f)、混合メタノール自動車」を「次条において同じ。)、混合メタノール自動車」に、「f)及び」を「同条において同じ。)及び」に、「f)並びに一般乗合

用バス及び被けん引自動車」を「次条において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。））、一般乗合用バス、被けん引自動車及び自家用のキャンピング車並びに第155条の12第1項の規則で定める自動車及び同条第2項の自動車として規則で定めるもの」に改め、「並びに第155条の12第3項」を削り、同条第1号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の第143条第3項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。））」を「第147条第1項第1号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第2号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日までに初回新規登録」に改め、同条第2号中「第147条第1項第2号」を「第147条第1項第3号」に、「軽油自動車」を「軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。））」に、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条の表第155条の4第1項第1号イ(イ)の項、第155条の4第1項第1号イ(ウ)の項、第155条の4第1項第1号イ(エ)の項、第155条の4第1項第1号イ(オ)の項、第155条の4第1項第1号イ(カ)の項、第155条の4第1項第1号イ(キ)の項、第155条の4第1項第1号イ(ク)の項、第155条の4第1項第1号イ(ケ)の項、第155条の4第1項第1号イ(コ)の項及び第155条の4第1項第1号イ(サ)の項を削り、同表中

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) | 7,500円  | 8,200円  |
|                   | 15,100円 | 16,600円 |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) | 10,200円 | 11,200円 |
|                   | 20,600円 | 22,600円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) | 26,500円 | 29,100円 |
|                   | 32,000円 | 35,200円 |
|                   | 38,000円 | 41,800円 |
|                   | 44,000円 | 48,400円 |
|                   | 50,500円 | 55,500円 |
|                   | 57,000円 | 62,700円 |
|                   | 64,000円 | 70,400円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) | 12,000円 | 13,200円 |
|                   | 14,500円 | 15,900円 |
|                   | 17,500円 | 19,200円 |

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
|                   | 20,000円 | 22,000円 |
|                   | 22,500円 | 24,700円 |
|                   | 25,500円 | 28,000円 |
|                   | 29,000円 | 31,900円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) | 33,000円 | 36,300円 |
|                   | 41,000円 | 45,100円 |
|                   | 49,000円 | 53,900円 |
|                   | 57,000円 | 62,700円 |
|                   | 65,500円 | 72,000円 |
|                   | 74,000円 | 81,400円 |
|                   | 83,000円 | 91,300円 |

を「

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) a | 7,500円  | 8,200円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) b | 15,100円 | 16,600円 |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) a | 10,200円 | 11,200円 |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) b | 20,600円 | 22,600円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) a | 26,500円 | 29,100円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) b | 32,000円 | 35,200円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) c | 38,000円 | 41,800円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) d | 44,000円 | 48,400円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) e | 50,500円 | 55,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) f | 57,000円 | 62,700円 |



|                    |         |         |
|--------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第3号ア(イ)g | 64,000円 | 70,400円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)a | 12,000円 | 13,200円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)b | 14,500円 | 15,900円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)c | 17,500円 | 19,200円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)d | 20,000円 | 22,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)e | 22,500円 | 24,700円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)f | 25,500円 | 28,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア)g | 29,000円 | 31,900円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)a | 33,000円 | 36,300円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)b | 41,000円 | 45,100円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)c | 49,000円 | 53,900円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)d | 57,000円 | 62,700円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)e | 65,500円 | 72,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)f | 74,000円 | 81,400円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ)g | 83,000円 | 91,300円 |

に、  
「

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第5号ア(イ) | 9,600円  | 11,000円 |
|                   | 15,000円 | 17,200円 |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) | 4,800円  | 5,500円  |
|                   | 9,000円  | 10,300円 |
|                   | 15,000円 | 17,200円 |

を  
「

|                    |        |         |
|--------------------|--------|---------|
| 第155条の4第1項第5号ア(イ)a | 9,600円 | 11,000円 |
|--------------------|--------|---------|

|                    |         |         |
|--------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第5号ア(イ)b | 15,000円 | 17,200円 |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ)a | 4,800円  | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ)b | 9,000円  | 10,300円 |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ)c | 15,000円 | 17,200円 |

に改め、第155条の4第1項第5号イ(ア)の項を削り、

「

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ) | 13,100円 | 15,000円 |
|                   | 20,500円 | 23,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) | 6,500円  | 7,400円  |
|                   | 11,500円 | 13,200円 |
|                   | 20,500円 | 23,500円 |

を  
「

|                    |         |         |
|--------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ)a | 13,100円 | 15,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ)b | 20,500円 | 23,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ)a | 6,500円  | 7,400円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ)b | 11,500円 | 13,200円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ)c | 20,500円 | 23,500円 |

に改め、第155条の12第3項第1号の項及び第155条の12第3項第2号の項を削り、同条に次の2項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第155条の4第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第147条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号に規定する総務省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第147条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号に規定する総務省令で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、第147条第1項第3号ア(ア) aに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号ア(ア) bに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

| 読み替える規定                | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------------------|-----------|---------|
| 第155条の4第1項第1号ア(ア)及び(イ) | 7,500円    | 2,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(ウ)      | 8,500円    | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(エ)      | 9,500円    | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(オ)      | 13,800円   | 3,500円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(カ)      | 15,700円   | 4,000円  |

|                        |          |         |
|------------------------|----------|---------|
| 第155条の4第1項第1号ア(キ)      | 17,900円  | 4,500円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(ク)      | 20,500円  | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(ケ)      | 23,600円  | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(コ)      | 27,200円  | 7,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(サ)      | 40,700円  | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ア)及び(イ) | 25,000円  | 6,500円  |
| 第155条の4第1項第1号イ(ウ)      | 30,500円  | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第1号イ(エ)      | 36,000円  | 9,000円  |
| 第155条の4第1項第1号イ(オ)      | 43,500円  | 11,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(カ)      | 50,000円  | 12,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(キ)      | 57,000円  | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ク)      | 65,500円  | 16,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ケ)      | 75,500円  | 19,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(コ)      | 87,000円  | 22,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(サ)      | 110,000円 | 27,500円 |
| 第155条の4第1項第2号ア(ア)      | 6,500円   | 2,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(イ)      | 9,000円   | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(ウ)      | 12,000円  | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(エ)      | 15,000円  | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(オ)      | 18,500円  | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(カ)      | 22,000円  | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(キ)      | 25,500円  | 6,500円  |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第2号ア(ク)   | 29,500円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(ケ)   | 29,500円 | 7,500円  |
|                     | 4,700円  | 1,200円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(ア)   | 8,000円  | 2,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(イ)   | 11,500円 | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(ウ)   | 16,000円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(エ)   | 20,500円 | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(オ)   | 25,500円 | 6,500円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(カ)   | 30,000円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(キ)   | 35,000円 | 9,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(ク)   | 40,500円 | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(ケ)   | 40,500円 | 10,500円 |
|                     | 6,300円  | 1,600円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) a | 7,500円  | 2,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) b | 15,100円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) a | 10,200円 | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) b | 20,600円 | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) a | 12,000円 | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) b | 14,500円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) c | 17,500円 | 4,500円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) d | 20,000円 | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) e | 22,500円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) f | 25,500円 | 6,500円  |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) g | 29,000円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) a | 26,500円 | 7,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) b | 32,000円 | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) c | 38,000円 | 9,500円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) d | 44,000円 | 11,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) e | 50,500円 | 13,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) f | 57,000円 | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) g | 64,000円 | 16,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) a | 12,000円 | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) b | 14,500円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) c | 17,500円 | 4,500円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) d | 20,000円 | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) e | 22,500円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) f | 25,500円 | 6,500円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) g | 29,000円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) a | 33,000円 | 8,500円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) b | 41,000円 | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) c | 49,000円 | 12,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) d | 57,000円 | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) e | 65,500円 | 16,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) f | 74,000円 | 18,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) g | 83,000円 | 21,000円 |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第4号ア      | 4,500円  | 1,500円  |
| 第155条の4第1項第4号イ      | 6,000円  | 1,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ア)   | 11,500円 | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(イ) a | 9,600円  | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(イ) b | 15,000円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) a | 4,800円  | 1,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) b | 9,000円  | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) c | 15,000円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) a | 20,000円 | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) b | 24,400円 | 6,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) c | 28,800円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) d | 34,800円 | 9,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) e | 40,000円 | 10,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) f | 45,600円 | 11,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) g | 52,400円 | 13,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) h | 60,400円 | 15,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) i | 69,600円 | 17,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) j | 88,000円 | 22,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(イ)   | 15,700円 | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ) a | 13,100円 | 3,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ) b | 20,500円 | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) a | 6,500円  | 2,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) b | 11,500円 | 3,000円  |

|                     |         |        |
|---------------------|---------|--------|
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) c | 20,500円 | 5,500円 |
| 第155条の4第2項第1号ア及びイ   | 3,700円  | 1,000円 |
| 第155条の4第2項第1号ウ      | 4,700円  | 1,200円 |
| 第155条の4第2項第1号エ      | 6,300円  | 1,600円 |
| 第155条の4第2項第2号ア及びイ   | 5,200円  | 1,300円 |
| 第155条の4第2項第2号ウ      | 6,300円  | 1,600円 |
| 第155条の4第2項第2号エ      | 8,000円  | 2,000円 |

3 次に掲げる自動車に対する第155条の4第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるもの

| 読み替える規定           | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------------|-----------|---------|
| 第155条の4第1項第1号ア(イ) | 7,500円    | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(ウ) | 8,500円    | 4,500円  |

|                   |          |         |
|-------------------|----------|---------|
| 第155条の4第1項第1号ア(エ) | 9,500円   | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(オ) | 13,800円  | 7,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(カ) | 15,700円  | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(キ) | 17,900円  | 9,000円  |
| 第155条の4第1項第1号ア(ク) | 20,500円  | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第1号ア(ケ) | 23,600円  | 12,000円 |
| 第155条の4第1項第1号ア(コ) | 27,200円  | 14,000円 |
| 第155条の4第1項第1号ア(サ) | 40,700円  | 20,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(イ) | 25,000円  | 12,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ウ) | 30,500円  | 15,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(エ) | 36,000円  | 18,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(オ) | 43,500円  | 22,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(カ) | 50,000円  | 25,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(キ) | 57,000円  | 28,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ク) | 65,500円  | 33,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(ケ) | 75,500円  | 38,000円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(コ) | 87,000円  | 43,500円 |
| 第155条の4第1項第1号イ(サ) | 110,000円 | 55,000円 |
| 第155条の4第1項第2号ア(ア) | 6,500円   | 3,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(イ) | 9,000円   | 4,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(ウ) | 12,000円  | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(エ) | 15,000円  | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ア(オ) | 18,500円  | 9,500円  |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第2号ア(カ)   | 22,000円 | 11,000円 |
| 第155条の4第1項第2号ア(キ)   | 25,500円 | 13,000円 |
| 第155条の4第1項第2号ア(ク)   | 29,500円 | 15,000円 |
| 第155条の4第1項第2号ア(ケ)   | 29,500円 | 15,000円 |
|                     | 4,700円  | 2,400円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(ア)   | 8,000円  | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(イ)   | 11,500円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(ウ)   | 16,000円 | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第2号イ(エ)   | 20,500円 | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(オ)   | 25,500円 | 13,000円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(カ)   | 30,000円 | 15,000円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(キ)   | 35,000円 | 17,500円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(ク)   | 40,500円 | 20,500円 |
| 第155条の4第1項第2号イ(ケ)   | 40,500円 | 20,500円 |
|                     | 6,300円  | 3,200円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) a | 7,500円  | 4,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(ア) b | 15,100円 | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) a | 10,200円 | 5,500円  |
| 第155条の4第1項第2号ウ(イ) b | 20,600円 | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) a | 12,000円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) b | 14,500円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第3号ア(ア) c | 17,500円 | 9,000円  |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第3号ア d    | 20,000円 | 10,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア e    | 22,500円 | 11,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア f    | 25,500円 | 13,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア g    | 29,000円 | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) a | 26,500円 | 13,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) b | 32,000円 | 16,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) c | 38,000円 | 19,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) d | 44,000円 | 22,000円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) e | 50,500円 | 25,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) f | 57,000円 | 28,500円 |
| 第155条の4第1項第3号ア(イ) g | 64,000円 | 32,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) a | 12,000円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) b | 14,500円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) c | 17,500円 | 9,000円  |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) d | 20,000円 | 10,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) e | 22,500円 | 11,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) f | 25,500円 | 13,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(ア) g | 29,000円 | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) a | 33,000円 | 16,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) b | 41,000円 | 20,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) c | 49,000円 | 24,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) d | 57,000円 | 28,500円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) e | 65,500円 | 33,000円 |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) f | 74,000円 | 37,000円 |
| 第155条の4第1項第3号イ(イ) g | 83,000円 | 41,500円 |
| 第155条の4第1項第4号ア      | 4,500円  | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第4号イ      | 6,000円  | 3,000円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ア)   | 11,500円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(イ) a | 9,600円  | 5,000円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(イ) b | 15,000円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) a | 4,800円  | 2,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) b | 9,000円  | 4,500円  |
| 第155条の4第1項第5号ア(ウ) c | 15,000円 | 7,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) a | 20,000円 | 10,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) b | 24,400円 | 12,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) c | 28,800円 | 14,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) d | 34,800円 | 17,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) e | 40,000円 | 20,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) f | 45,600円 | 23,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) g | 52,400円 | 26,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) h | 60,400円 | 30,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) i | 69,600円 | 35,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(ア) j | 88,000円 | 44,000円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(イ)   | 15,700円 | 8,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ) a | 13,100円 | 7,000円  |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 第155条の4第1項第5号イ(ウ) b | 20,500円 | 10,500円 |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) a | 6,500円  | 3,500円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) b | 11,500円 | 6,000円  |
| 第155条の4第1項第5号イ(エ) c | 20,500円 | 10,500円 |
| 第155条の4第2項第1号イ      | 3,700円  | 1,800円  |
| 第155条の4第2項第1号ウ      | 4,700円  | 2,300円  |
| 第155条の4第2項第1号エ      | 6,300円  | 3,200円  |
| 第155条の4第2項第2号イ      | 5,200円  | 2,600円  |
| 第155条の4第2項第2号ウ      | 6,300円  | 3,200円  |
| 第155条の4第2項第2号エ      | 8,000円  | 4,000円  |

付則第23条の次に次の1条を加える。

**第23条の2** 令和元年10月1日(以下この条において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは自家用のキャンピング車(以下この条において「自家用の乗用車等」という。)であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「平成28年改正前の地方税法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び高知県税条例等の一部を改正する条例(平成28年高知県条例第58号)第2条の規定による改正前の高知県税条例(第3項において「平成28年改正前の高知県税条例」という。)第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第155条の4第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

- ア 電気自動車 年額29,500円
- イ 総排気量が1リットル以下のもの 年額29,500円
- ウ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額34,500円
- エ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額39,500円
- オ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額45,000円
- カ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額51,000円
- キ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額58,000円

- ク 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額66,500円
- ケ 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額76,500円
- コ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額88,000円
- サ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額111,000円

(2) 自家用のキャンピング車

- ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額23,600円
- イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額27,600円
- ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額31,600円
- エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額36,000円
- オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額40,800円
- カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額46,400円
- キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額53,200円
- ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額61,200円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額70,400円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額88,800円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句  |
|---------|-----------|----------|
| 前項第1号イ  | 29,500円   | 33,900円  |
| 前項第1号ウ  | 34,500円   | 39,600円  |
| 前項第1号エ  | 39,500円   | 45,400円  |
| 前項第1号オ  | 45,000円   | 51,700円  |
| 前項第1号カ  | 51,000円   | 58,600円  |
| 前項第1号キ  | 58,000円   | 66,700円  |
| 前項第1号ク  | 66,500円   | 76,400円  |
| 前項第1号ケ  | 76,500円   | 87,900円  |
| 前項第1号コ  | 88,000円   | 101,200円 |
| 前項第1号サ  | 111,000円  | 127,600円 |
| 前項第2号ア  | 23,600円   | 27,100円  |

|        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 前項第2号イ | 27,600円 | 31,700円  |
| 前項第2号ウ | 31,600円 | 36,300円  |
| 前項第2号エ | 36,000円 | 41,400円  |
| 前項第2号オ | 40,800円 | 46,900円  |
| 前項第2号カ | 46,400円 | 53,300円  |
| 前項第2号キ | 53,200円 | 61,100円  |
| 前項第2号ク | 61,200円 | 70,300円  |
| 前項第2号ケ | 70,400円 | 80,900円  |
| 前項第2号コ | 88,800円 | 102,100円 |

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた第155条の12第1項の規則で定める自動車若しくは同条第2項の自動車として規則で定めるもの（以下この項及び次項において「自動車」という。）であって平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自動車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び平成28年改正前の高知県税条例第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自動車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対する自動車税の種別割に係る第155条の12第3項の規定の適用については、同項各号中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

4 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第155条の12第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定        | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                     |
|----------------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 第155条の12第3項第1号 | 43,500円   | 49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ず |

|                |           |                                                                                       |
|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第155条の12第3項第2号 | 年額43,500円 | 年額49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円）   |
|                | 43,500円（  | 49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円。ただし、 |

5 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 第1項第1号ア | 29,500円   | 7,500円  |
| 第1項第1号イ | 29,500円   | 7,500円  |
| 第1項第1号ウ | 34,500円   | 9,000円  |
| 第1項第1号エ | 39,500円   | 10,000円 |
| 第1項第1号オ | 45,000円   | 11,500円 |
| 第1項第1号カ | 51,000円   | 13,000円 |
| 第1項第1号キ | 58,000円   | 14,500円 |



|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 第1項第1号ク | 66,500円  | 17,000円 |
| 第1項第1号ケ | 76,500円  | 19,500円 |
| 第1項第1号コ | 88,000円  | 22,000円 |
| 第1項第1号サ | 111,000円 | 28,000円 |
| 第1項第2号ア | 23,600円  | 6,000円  |
| 第1項第2号イ | 27,600円  | 7,000円  |
| 第1項第2号ウ | 31,600円  | 8,000円  |
| 第1項第2号エ | 36,000円  | 9,000円  |
| 第1項第2号オ | 40,800円  | 10,500円 |
| 第1項第2号カ | 46,400円  | 12,000円 |
| 第1項第2号キ | 53,200円  | 13,500円 |
| 第1項第2号ク | 61,200円  | 15,500円 |
| 第1項第2号ケ | 70,400円  | 18,000円 |
| 第1項第2号コ | 88,800円  | 22,500円 |

6 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 第1項第1号イ | 29,500円   | 15,000円 |
| 第1項第1号ウ | 34,500円   | 17,500円 |
| 第1項第1号エ | 39,500円   | 20,000円 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 第1項第1号オ | 45,000円  | 22,500円 |
| 第1項第1号カ | 51,000円  | 25,500円 |
| 第1項第1号キ | 58,000円  | 29,000円 |
| 第1項第1号ク | 66,500円  | 33,500円 |
| 第1項第1号ケ | 76,500円  | 38,500円 |
| 第1項第1号コ | 88,000円  | 44,000円 |
| 第1項第1号サ | 111,000円 | 55,500円 |
| 第1項第2号ア | 23,600円  | 12,000円 |
| 第1項第2号イ | 27,600円  | 14,000円 |
| 第1項第2号ウ | 31,600円  | 16,000円 |
| 第1項第2号エ | 36,000円  | 18,000円 |
| 第1項第2号オ | 40,800円  | 20,500円 |
| 第1項第2号カ | 46,400円  | 23,500円 |
| 第1項第2号キ | 53,200円  | 27,000円 |
| 第1項第2号ク | 61,200円  | 31,000円 |
| 第1項第2号ケ | 70,400円  | 35,500円 |
| 第1項第2号コ | 88,800円  | 44,500円 |

付則第28条の2及び第28条の3第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第33条第1項中「平成34年度」を「令和4年度」に、同条第2項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

**第2条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は法第23条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者（第40条の5第1項において「単身児童扶養者」という。）」に改める。

第40条の5第1項中「法第23条第1項第12号の2に規定する」を削る。

付則第23条に次の1項を加える。

4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又は

自家用のキャンピング車（以下「自家用の乗用車等」という。）に対する第155条の4第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第23条の2第1項中「自家用の乗用車若しくは自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）」を「自家用の乗用車等」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第3条** 高知県税条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

**第4条** 高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第12項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、附則第22項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第23項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（高知県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第5条** 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

**第6条** 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改め、附則第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、附則第11項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、附則第12項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、附則第13項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、附則第14項中「平成32年10月新条例」を「令和2年10月新条例」に改め、同項の表中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、附則第17項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、附則第18項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、附則第19項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、附則第20項中「平成33年10月新条例」を「令和3年10月新条例」に改め、同項の表中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

**第7条** 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成31年高知県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（高知県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）」に改め

る。

附則第1項ただし書中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中高知県税条例付則第9条の2、第9条の2の2第3項、第9条の2の3第1項、第11条、第12条の2、第16条、第17条、第17条の2、第18条第1項、第18条の2、第18条の3第1項、第18条の4第1項、第19条、第21条、第22条の4、第28条の2、第28条の3第1項及び第33条の改正規定並びに第3条から第7条までの規定公布の日

(2) 第1条中高知県税条例第40条の4及び第40条の5の改正規定並びに次項の規定  
令和2年1月1日

(3) 第1条中高知県税条例第49条の2第1項、第49条の3第1項、第62条の2第1項及び第62条の3第1項の改正規定  
令和2年4月1日

(4) 第2条中高知県税条例第32条の2第1項第2号及び第40条の5第1項の改正規定並びに附則第3項の規定  
令和3年1月1日

(5) 第2条中高知県税条例付則第23条に1項を加える改正規定及び同条例付則第23条の2の改正規定並びに附則第9項の規定  
令和3年4月1日

(6) 第1条中高知県税条例第69条第1項の改正規定  
令和4年1月1日

(7) 第1条中高知県税条例第5条第3項ただし書、第27条第2項、第40条の2第1項、第43条及び第45条第1項の改正規定並びに附則第4項の規定  
令和6年1月1日

(8) 第1条中高知県税条例第87条の改正規定及び附則第6項の規定  
規則で定める日（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の高知県税条例（以下この項において「2年新条例」という。）第40条の5第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第40条の5第1項に規定する申告書について適用する。

3 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第32条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第45条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

5 この条例による改正後の高知県税条例（以下「元年10月新条例」という。）第58条並びに付則第13条及び第13条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 附則第1項第8号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第87条第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の高知県税条例第87条第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、元年10月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

9 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の高知県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第5号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第1条 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第2条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号から第5号までの規定中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び第2条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第6号

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する

#### 条 例

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成27年高知県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第2号中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第7号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条の表1の項中「20,600円」を「20,700円」に改める。

第27条の表3の項中「8,000円」を「8,100円」に改める。

第29条の表1の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表2の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表3の項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

(高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 高知県消防法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「6,500円」を「6,600円」に改め、同項第2号中「4,500円」

を「4,600円」に改め、同項第3号中「3,600円」を「3,700円」に改める。

(高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例の一部改正)

第3条 高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「17,000円」を「18,000円」に改める。

(高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の一部改正)

第4条 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表1の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表2の項中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改める。

(高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第5条 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め

る。  
(高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部改正)

**第6条** 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「17,900円」を「18,200円」に改める。

(高知県建築士法施行条例の一部改正)

**第7条** 高知県建築士法施行条例(昭和27年高知県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「19,200円」を「19,300円」に改める。

第7条第1項中「17,700円」を「17,900円」に改める。

(高知県警察手数料徴収条例の一部改正)

**第8条** 高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条の3の表3の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表4の項及び5の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

第8条の表20の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

第10条の表3の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表5の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表15の項中「9,700円」を「9,800円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後において第1条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例、第2条の規定による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例、第3条の規定による改正前の高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例、第4条の規定による改正前の高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例、第5条の規定による改正前の高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例、第6条の規定による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例、第7条の規定による改正前の高知県建築士法施行条例又は第8条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第8号**

**高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例(昭和44年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条第4項の表高知県立中村高等技術学校の項を次のように改める。

|              |      |                 |              |    |
|--------------|------|-----------------|--------------|----|
| 高知県立中村高等技術学校 | 四万十市 | 建築施工系木造<br>建築科Ⅰ | 1学年につき<br>5人 | 2年 |
|--------------|------|-----------------|--------------|----|

|  |  |                 |     |    |
|--|--|-----------------|-----|----|
|  |  | 建築施工系木造<br>建築科Ⅱ | 10人 | 1年 |
|--|--|-----------------|-----|----|

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知県立中村高等技術学校の建築施工系木造建築科及び建築仕上系左官・タイル施工科は、この条例による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、令和3年3月31日までなお存続するものとする。

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第9号**

**高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例**

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「停車帯」を「停車帯、自転車通行帯」に改め、同条第5項中「の車道」を「の車道(自転車通行帯を除く。)」に改める。

第8条第2項中「副道」を「副道(自転車通行帯を除く。)」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

**第10条の2** 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。  
第12条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第13条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第14条第1項中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。  
第35条第3号中「車道」を「車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。  
第42条中「第10条第1項」を「第10条第1項、第12条第1項及び第2項」に改める。  
第43条中「第10条」を「第10条、第10条の2第3項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例第10条の2並びに第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。